

第5章 総括

朝酌矢田Ⅱ遺跡では、縄文時代から近世に至るまでの遺物が確認されたことから、当地域周辺において人々が継続的に活動してきたことがうかがえる。その中でもとりわけ、古代の遺構・遺物がまとまって確認されたことが特筆される。

本章では、まず第1節にB区で確認された古墳について、第2・3節に古代の主要な遺構について遺物との対応関係を踏まえながらまとめる。その上で、第4節で当該地域における遺跡の変遷と画期を整理し、結びにかえたい。

なおC区については、既述のとおり調査を一時中断している状況であるため、全容解明に至っていない。また、今後周辺域の調査が予定されているため、全ての調査を経た上で総合的に検討する必要がある。それでも、現段階での位置付けを示すことには一定の意義であろう。本章では一部想定の域を出ないものの、現時点で考え得る範囲で評価をおこない、課題を整理することとした。

第1節 B区の小規模古墳について

山陰地域においては、古くから一辺20m前後の古墳が「小規模古墳」として取り扱われてきた（山本1971など）。朝酌矢田Ⅱ遺跡B区で確認した方墳は、一辺7mと極めて小規模なものである。調査区内では2基確認されたが、いずれも盛土が削平されているため主体部は不明であり、周溝の基底部を残すのみである。

松江市域において、小規模方墳を含む古墳群が多々見受けられるため、以下に列挙する。まず朝酌矢田Ⅱ遺跡の西方に位置する朝酌菖蒲谷遺跡では、前期の方墳が調査されており、その墳裾から土師器壺を使用した土器棺墓が3基確認されている。朝酌地域で確認されている中では最も古く、唯一の前期古墳である。上浜弓3～5・7・9号墳は一辺5～9mで、時期は古墳群内で調査済みの2号墳が後期、古墳群全体としては中期から後期にかけて形成されている。この他、西川津町の金崎古墳群8・11号墳、菅田19・20号墳、八色谷2・3号墳、祖師分長池古墳が挙げられ、いずれも中期から後期にかけての時期である。西津田町には論田1・2号墳があり、周辺に横穴群も見られる。東津田町の喰ヶ谷1号墳は、横穴式石室を主体部とする後期古墳である。八雲町では、26基からなる増福寺古墳群中の14基が一辺10m未満の方墳である。これらの時期も中期から後期にかけてである。西尾町では、米坂古墳群30基のうち12基の小規模方墳が調査されており、時期は中期から後期である。6・10・11号墳は、一辺10mに満たない。大井町のイガラビ古墳群は、8基の小規模な横穴式石室を主体部とする。3号墳は一辺6mの方墳で、周溝が斜面上部側に「コ」の字状に廻る。時期は終末期（7世紀前半）である。

朝酌矢田Ⅱ遺跡B区で確認された2基の方墳は、出土した須恵器片から古墳時代後期後半と考えられ、規模や周溝などの諸要素は米坂古墳群に類似する。古墳時代終末期の類例は少ないものの、イガラビ古墳群を含め、西尾・朝酌・大井の大橋川北岸地域に見られる古墳群のあり方に一定の共通性が認められることは注意される。

第2節 C区の礫敷遺構について

1. 構築年代と存続期間（第92図）

礫敷遺構の構築年代を推定する有効な資料として、出土遺物と打設杭がある。

まず構築年代の上限であるが、礫敷遺構より下位の包含層2（自然堆積土～礫2層直上）からは、出雲国府第2型式の特徴を持つ須恵器が出土している。よって、礫敷の敷設は少なくとも8世紀第2四半期以降と考えられる。

礫敷遺構に伴う出土遺物は須恵器が圧倒的に多く、時期的なまとまりがある。第92図は、形態的特徴からある程度時期のわかる須恵器をまとめ、出雲国府編年案（島根県教育委員会2013）の型式別に示した変遷図である。全体としては出雲国府第2～5型式のものが主で、第6～7型式のものも僅かに認められる。また、礫敷遺構面では須恵器片のほか、平瓦の破片も2点確認されており、いずれも出雲国分寺補修期のものである。以上より、出土遺物から推測される礫敷の構築年代は、出雲国府第3～4型式、暦年代でいえば8世紀第2四半期から8世紀末の中で捉えられる。

礫敷遺構に打設された木杭13点のAMS年代測定結果からは、「8世紀第4四半期前後の構築」という結論が導かれている（第4章第1節）。打設杭は礫敷遺構の土木工事に伴うものであり、少なくとも最初に打設された杭群は礫敷の初築に伴うものと考えてよいだろう¹⁾。

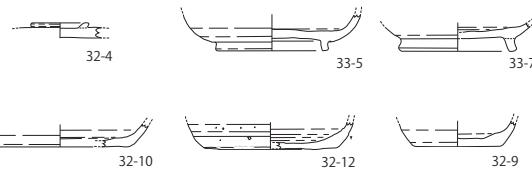
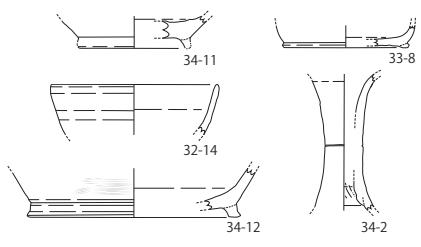
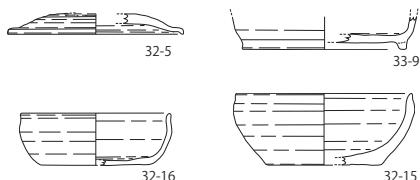
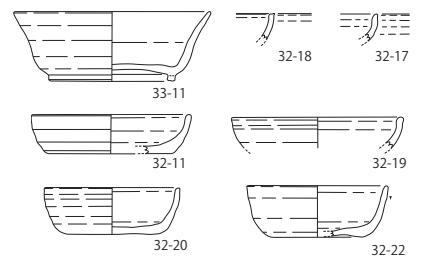
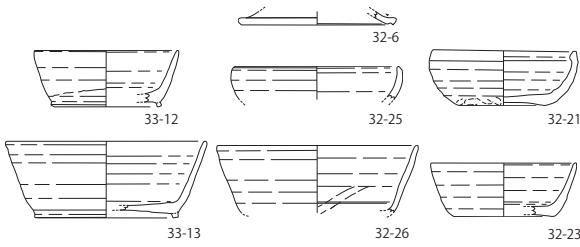
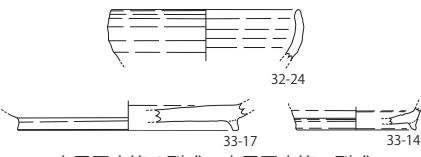
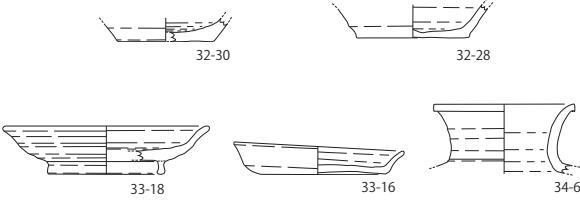
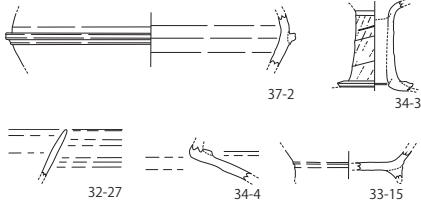
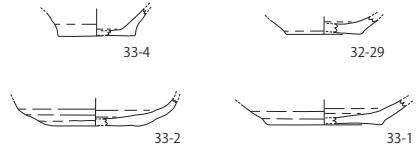
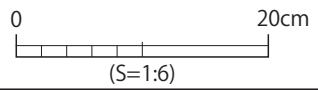
以上を総合すると、礫敷は8世紀第2四半期から8世紀末までに構築された可能性が高く、より限定すれば8世紀後半を中心とする時期が想定される。

次に廃絶時期について検討する。礫敷遺構面で認められた遺物のうち、最も新しいものは出雲国府第6～7型式の特徴を持つ須恵器であるが、数的には僅かである。大井の須恵器生産が縮小する時期であることを考慮しても、これ以降物量的・比率的に増加する土師器が見られないことは注意される²⁾。このことから、礫敷は10世紀前半以降の早い段階でその機能を終え、維持管理されなくなったと考えられる³⁾。礫敷遺構は全面が砂層に覆われていた状況から、環境の変化によって砂に埋没したことが廃絶の直接的要因と考える。

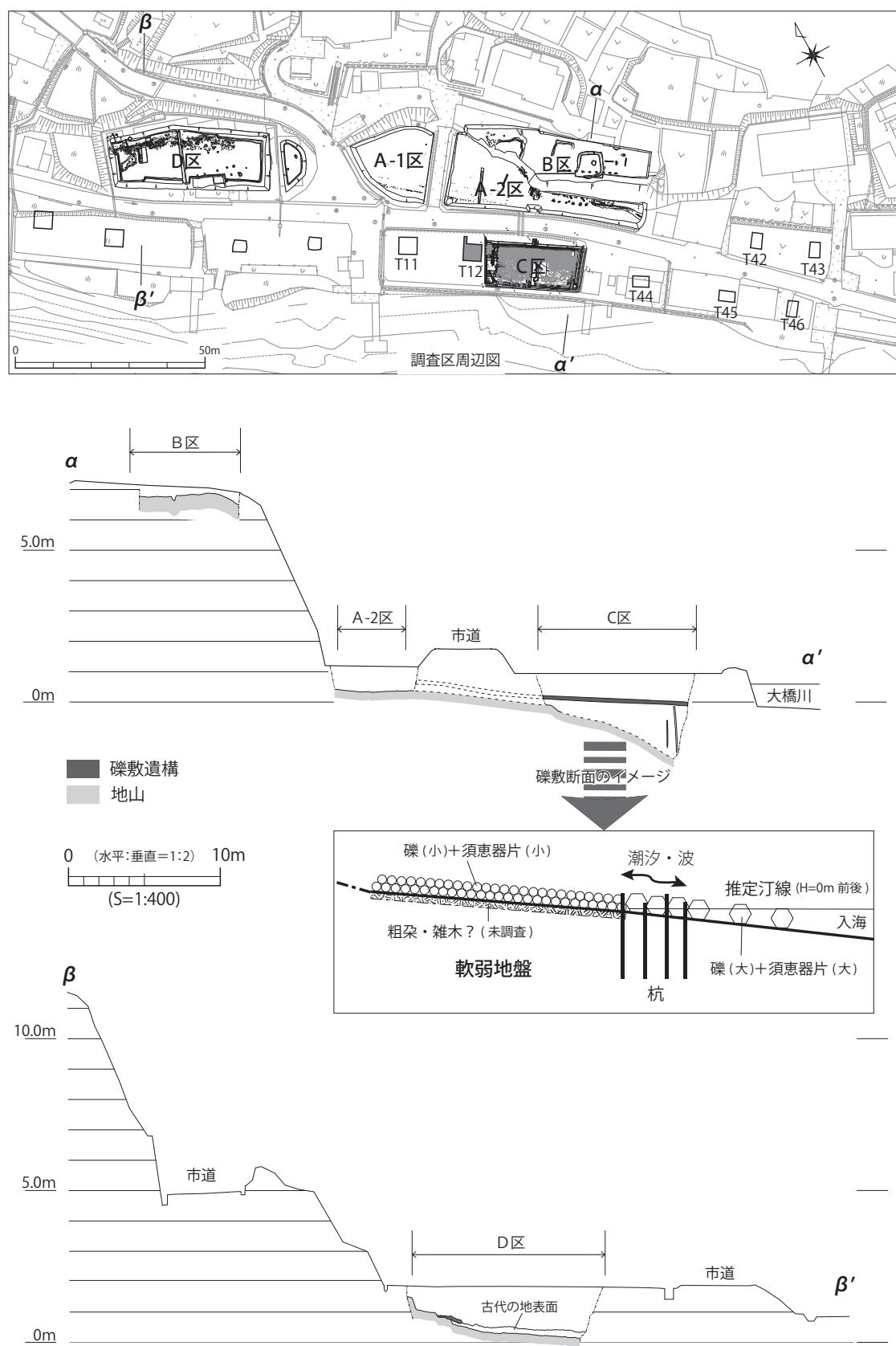
2. 推定規模（第93図）

礫敷遺構は調査区外にも続いているが、その範囲は過去に実施した試掘確認調査の結果からおおよそ推測することができる（第93図）。まずC区より西側については、隣接するT12で礫層が確認されており、C区礫敷遺構と同一レベルであることから一連のものである可能性が高い。T11以西の大橋川沿岸部の試掘トレーナーでは、遺構・遺物とともに確認されず自然堆積層が続くのみである。よって、礫敷遺構の西端はT11からT12の間にあるか、もしくはそこから内陸側に方向を変えている可能性がある。一方C区の東側については、T42・T43・T46で遺構・遺物が確認されなかったことから、礫敷遺構はこれより西側で終息している。今後予定されているT44・T45の試掘調査の実施によって、より具体的な規模が明らかになるだろう。

以上により、現時点で考え得る礫敷遺構の推定規模を示せば、東西長は最短31m～最長73mと予想される。南北長については検討材料が少なく今後の調査（特に現市道部分）を待つ必要があるが、本遺跡A-2区で確認された「礫1層」（18頁、第8図7層）はC区に接続する礫敷遺構の可能性がある⁴⁾。

時期	時期が特定できるもの	時期幅の中で捉えられるもの	礫敷
出雲国府第1型式		 出雲国府第1型式～出雲国府第2型式	
出雲国府第2型式		 出雲国府第2型式～出雲国府第3型式	構築～使用期
出雲国府第3型式		 出雲国府第3型式～出雲国府第4型式	
出雲国府第4型式		 出雲国府第4型式～出雲国府第5型式	
出雲国府第5型式		 出雲国府第5型式～出雲国府第6型式	使用期
出雲国府第6型式		 出雲国府第6型式～出雲国府第7型式	
出雲国府第7型式		 (S=1:6)	

第92図 C区 磯敷遺構出土の須恵器変遷図 (1:6)



第93図 朝酌矢田II遺跡の南北縦断図

3. 構造的特徴（第94図）

第94図は、礫敷遺構の構造を示した模式図である。主な特徴は次のとおりである。^①4～5度の傾斜角をもって川側に緩やかに下降する。^②調査区北半と南半で礫のサイズ・密度・色調が異なる。^③標高0m付近に杭が打設される。^④礫敷遺構に接する上下両層はいずれも自然堆積による砂層である。^⑤調査区西端の標高約0m以南は礫の敷設が希薄である。

礫敷の性格を考える上で最も重要なのが^④の要素である。すなわち、杭の打設を除く他の土木工法や構造物（地盤改良、盛土、版築、築堤など）を伴わないことを意味する。なお、礫敷直下における基礎資材（胴木、雑木、敷葉・敷粗朶など）の存否については現時点では不明であるが、少なくとも深掘りしたトレーナー内では確認されていない。

検出した杭は60本以上あり、総じて杭頂部を礫敷遺構の高さに揃え下層に深く入り込んでいる。杭は礫の色調が変化する標高0m付近に打設されているが、その分布は西側に偏在している。年代測定した18点の試料のうち13点が西区で採取されたものであるが（88頁、第77図）、これらには全て8世紀後半を中心とする年代が与えられている（第4章第1節）。つまり、西側に集中する杭・横木には時期的なまとまりがあり、礫敷の初築年代に近いものと考えられる。

4. 水域の復元（第93・94図）

礫の色調は北半で酸化色、南半で還元色を呈し、その境界は標高0m前後である。酒井哲弥氏の現地観察によって、こうした礫の諸特徴やその他の状況証拠から、奈良時代における水域の汀線が明らかとなった（第4章第2節）。すなわち、当地域沿岸部における8世紀後半段階の汀線は標高0～10cm前後であり、それ以下が水面下であった可能性が高い。

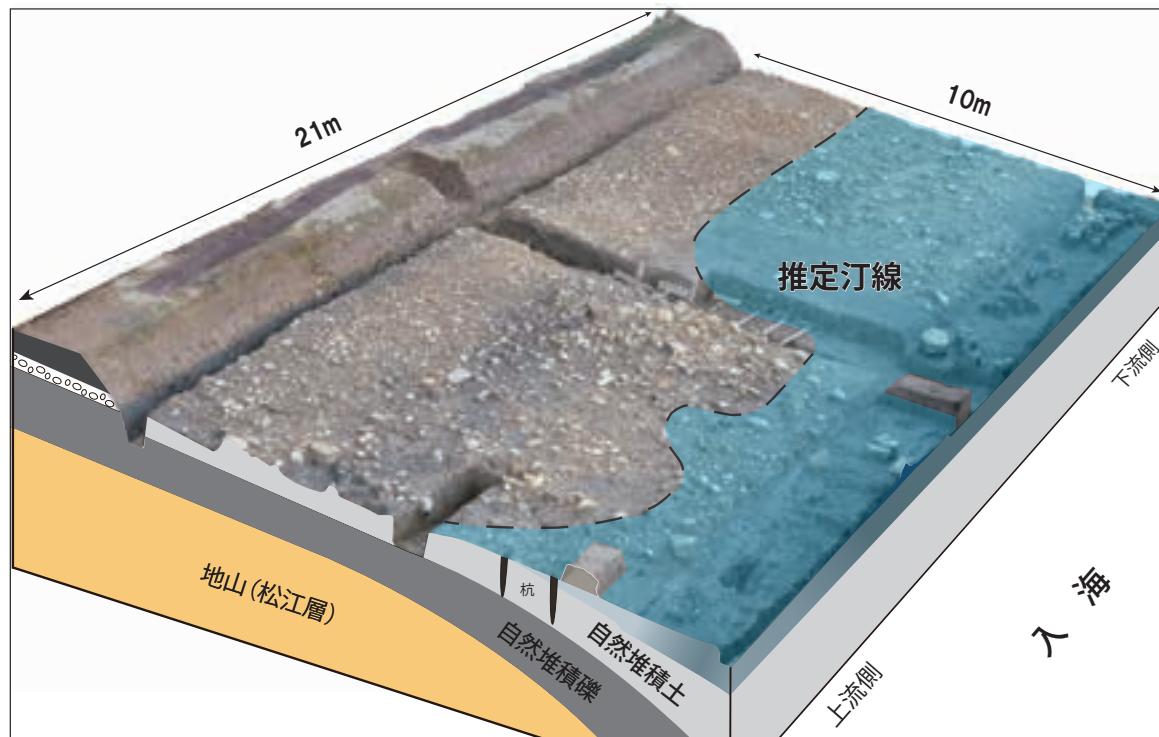
5. 磕敷遺構に見られる「単位」（第95図）

古墳の墳丘盛土などと同様に、礫敷遺構にも礫の大小や密度などに一定のまとまり（=「単位」）が認められる。例えば、小さな「単位」は一回の運搬量と相関があるだろうし、大きな「単位」は構築段階や作業時の区割りなどに関係することが予想される。

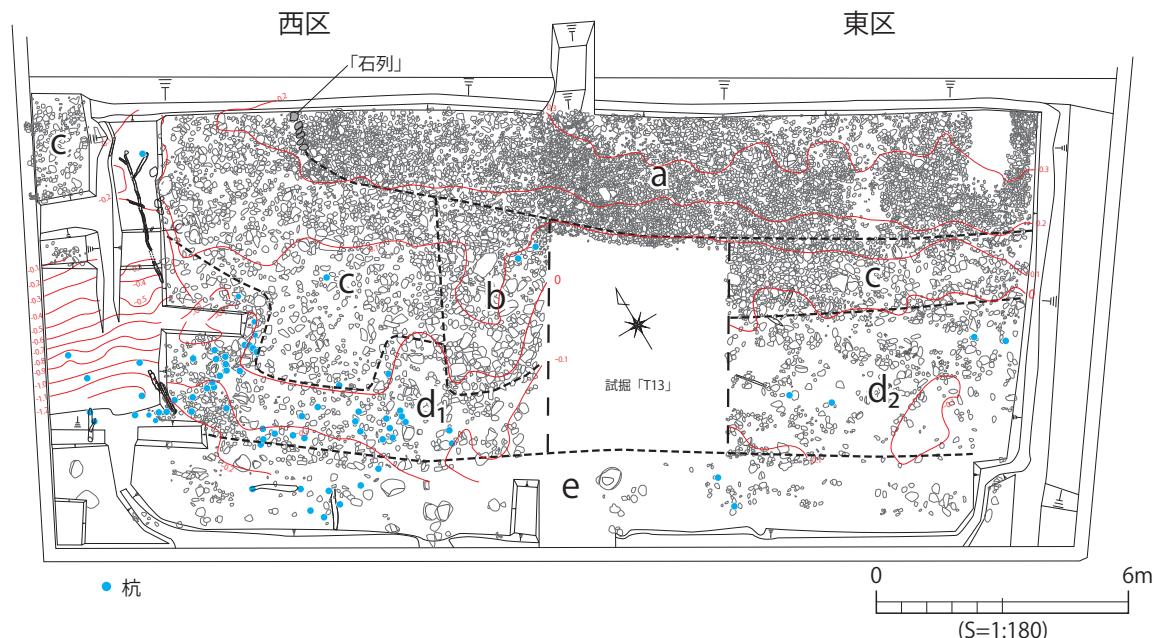
第95図は、礫や杭などの諸様相から判断される大きな「単位」を示したものである。これらの違いが意味することは、上述した当時の水域とあわせて考えることで理解可能である。まず陸地部である「a」には最も丁寧に小礫が敷かれる一方、水面下にあたる「e」には大振りの礫が無造作に投げ入れられたようなあり方を示す。その中間である「c」・「d」は、潮汐による汀線の変動域と考えられる。つまり、礫が酸化色を呈する「c」は年間を通じて陸地であることが多く（「準陸地部」と表現する）、還元色を呈する「d」は水面下にあることが多かった干出部と想定できる（「準水域」と表現する）。なお、「b」は比較的大サイズの礫が密度高く敷設された陸地部で、南側にやや張り出している。

杭は、準水域である「d」（さらにいえば「d1」）に集中する。注目したいのは、西区の「c」が南側に張り出す箇所である。ここは礫が酸化色を呈し、等高線の巡りからもわかるように若干高いが、この僅かな高まりの外縁（「コ」の字状）に杭が集中するのである。このことから、杭は水際に沿って打ち込まれたことがわかる。

礫敷遺構には、形の揃った礫が丁寧に並ぶ特徴的な箇所（=「石列」）が見受けられる。「石列」は「a」のエリアの西端に認められ、周囲より一回り大サイズの礫が6個直線的に並び、他よりやや深く埋め



第94図 磯敷遺構の構造模式図



「単位」	磯			杭*	遺物量	標高	当時の環境
	サイズ	密度	色調				
a	小	高	酸化色	なし	最多	0.2m以上	陸地部
b	中～大	高	酸化色	僅か	多	0～0.2m	陸地部
c	小～中	中	酸化色	僅か	やや少	0～0.2m	準陸地部
d1	小～中	やや低	還元色	最多	やや多	-0.1～0m	準水域
d2	小～中	低	還元色	少	やや少	-0.1～0m	準水域
e	大	点的	還元色	少	少	-0.1m以下	水域

* 本調査で確認できたもの

第95図 磯敷遺構に見られる「単位」

られている。これらは「a」のエリアを敷設する際の指標や作業区割りを示したものと思われ、組織的・効率的に作業がおこなわれたことを傍証する。

以上のように、礫敷の構築は当時の汀線の位置と密接に連動しており、小エリアごとの環境によってかけられた労力が異なっている。すなわち、礫敷遺構がその機能を果たす上で最も重要な空間が「a」のエリアであったと推察する。なお、調査区西端は礫が敷設されず、杭・横木が偏在し、土師器甕(56頁、第45図9)が出土するなどやや異質な状況である。他のエリアとは機能が異なる可能性がある。

6. 出土遺物

礫敷遺構に伴う出土遺物には、次のような特徴がある。①圧倒的に須恵器の破片が多く、その中でも壺甕類の占める割合が高い。これに対し土師器片は僅かである。②出土位置の近い個体が接合するものの、出土量の割には完形に復元できるものはない。③須恵器片は摩滅していないことから、割れた位置から大きく動いていない。④須恵器片が礫下に入り込む状況が随所で認められる。⑤溶着したものや歪みの強いものも複数認められる。⑥墨書きを伴う遺物は確認されていない。

以上の特徴から、須恵器は意図的に持ち込まれたものであり、現地で破碎の上礫と同じ扱いで投入されたと考えられる。また②や⑤・⑥などから、窯内あるいは灰原等から直接採集されたものであることは容易に想像がつく。つまり、礫敷遺構出土の須恵器は消費を経て投棄されたものではなく、生産段階で生じた棄損品を当該地まで運搬し、土木資材として利用した結果である。当遺跡の東方には須恵器生産地として知られる大井があり、こうした資材の確保には困らなかっただろう。

この他には土錘が出土していることから、『出雲国風土記』に記載されるような当時の人々の生業も垣間見える。

7. 小結

護岸遺構や堤防遺構といった沿岸部の施設において、礫敷はあくまで地盤補強を目的とした基礎構造の1つであることが多い⁵⁾。しかし、本遺構上には盛土や構造物が存在せず、堤防等の付随施設も認められない。よって、礫敷面=使用面であった可能性が高い。また、第93図中のイメージ図に示すように、礫敷は軟弱な湿地帯であった沿岸部の土地を利用可能にする目的で敷設されたもので、浸水することを前提とした土木工事であったと考えられる。

以上から、本遺構は沿岸部の施設として合理性の高い構築物であるといえ、港津に類する機能を持っていたと想定できる。具体的には、船着き場や荷揚げ場、舟の係留場など様々な可能性が考慮されるが、舟が着岸するには底が浅い点が気がかりである。想定の域を出ないが、現段階では舟の陸揚げ施設の可能性を考えている。第95図に立ち返れば、「c」あるいは「d」のエリアに陸揚げした舟が置かれ、最も丁寧に整備された「a」は引き舟などの作業エリアとして、または人が歩行する場として機能したのではなかろうか。水上交通上の拠点にはこうした舟揚げ場が存在し、木造舟の保管やメンテナンスがおこなわれていたはずである⁶⁾。ただし、洗掘を防ぐ粗朶沈床といった護岸施設の可能性も残るため、今は可能性の提示にとどめておきたい。

礫敷遺構は調査区外にも続いている、多くの労働力を要する土木工事であったことは想像に固くない。また、その構造は用途に見合った合理的なもので、礫の敷設作業にあたっては組織的・効率的なされていることは先述したとおりである。このことから公的性格の強さが看取され、多くの資源と

労働力を投入できた古代国家の指揮によるインフラ整備と評価できよう。

以上に加えて、礫敷遺構は『出雲国風土記』の成立からほどなくした時期の所産であること、また歴史地理学的研究の成果とも整合することから、「朝酌渡」に直接関係する施設あるいはその一帯を改修した港津施設である可能性が高い。いずれにせよ、C区周辺が水上交通の拠点として機能していたことは疑いない。

廃絶の要因としては、海水準変動によって水域が上昇し砂地化が進んだことが挙げられる。8世紀から12世紀にかけて現在より約1mほど海面が上昇したことが知られており(ロットネスト海進)、廃絶時期の検討結果とも矛盾しない。

第3節 D区の礫敷遺構について

1. 構築年代と存続期間（第96図）

第96図に示すとおり、礫敷遺構および同時期に露出していた礫層に伴う須恵器は、出雲国府第1～2型式のものが主である。このことから、礫敷は7世紀後葉から8世紀第1四半期に敷設されたものと考えられる。また、礫敷遺構面には出雲国府第4型式以降の須恵器や中世の陶磁器が認められることから、古代以降も継続的に使用されたことがうかがえる。調査区北側の丘陵法面を削平し、礫敷遺構がかかる僅かな段丘の平坦面を北側に拡張していったのだろう。

2. 出土遺物

礫敷遺構に伴う出土遺物は、前述したC区の傾向と共通する。対称的なのは、摩滅して丸みを帯びた須恵器片が多い点である。これは、遺構の露出期間の長さが影響したものと思われる。また、比重の近い器種で出土位置がまとまる傾向があることから(64頁、第53図参照)、礫敷構築時の作業単位によって須恵器採集地点が若干異なる(同じ大井の中でも採集した窯や灰原が異なる)可能性がある。

木製品で特筆されるのは、表面に黒漆が塗布された刀子の柄木(69頁、第58図1)である。出土位置は礫敷遺構直下の地山面であることから、礫敷の初築年代に近いものと考えられる。同町のキコロジ遺跡では、黒漆塗りの圭頭大刀柄頭や漆液容器、漆塗り椀など古墳時代後期から10世紀初頭の漆関係遺物がまとまって出土しており、漆工がおこなわれていたことがわかっている(松江市教育委員会2011)。漆の科学分析を経ていないため断定できないが、当柄木もキコロジ遺跡周辺で製作された可能性が想定される。

3. 小結

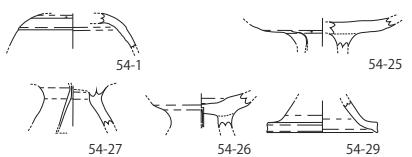
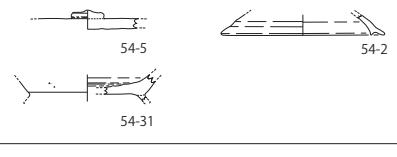
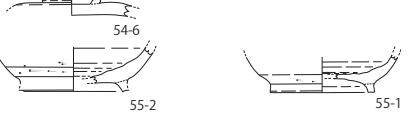
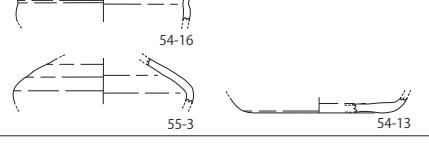
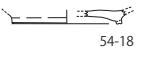
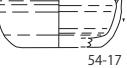
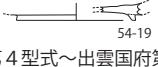
D区は北側の丘陵から伸びる尾根裾に位置し、礫敷遺構のすぐ北側は急勾配となっていたことが現地形からも容易に想像できる(第93図)。一方、南側には古代の旧地表面と思われる平坦な礫層が広がり、そのまま水域まで続いていることが予想される。この平坦面には明確な遺構は認められず、ヨシ類の植物根の痕跡が無数に確認されている。このことから、当時はヨシ類が繁茂しており土地利用されていなかった可能性がある。

礫敷は、波食によって自然形成された段丘の斜面から頂部にかけて敷設されている。付近の丘陵から運搬した礫に須恵器片を混ぜて敷設する点はC区の礫敷と共通するが、地山を覆う程度の簡易的

なものであり、幅も狭いことから大きな労働力を伴うものではない。古代官道に見られるような、側溝や波板状凹凸面、盛土といった他の土木工法も認められない。

以上の状況から、水域と丘陵間のわずかな平坦面に手を加えることで、人が歩ける環境の維持を企図した構築物であったと想定する。本遺跡から約300m北西には「枉北道」跡を検出した魚見塚遺跡があり、南接する朝酌菖蒲谷遺跡では「枉北道」と同時期に存在した道路遺構⁷⁾が確認されている。D区礫敷遺構はこれら道路遺構と同時期の所産であることから、少なからず縦横に人が往来するような環境にあったことが想定される。

C区礫敷遺構は平安期の海水面上昇によって廃絶したが、D区礫敷遺構は中世においても北側に拡張されながら継続的に使用されている。つまり、上昇後の水面はこれを超えるものではない。当時の人々は、環境の変化に対応する形で段丘平坦面の拡張をおこなっていったのだろう。以上の想定は、古環境の復元を目的とした自然科学分析の結果(第4章第2節)とも矛盾しない。

時期	時期が特定できるもの	時期幅の中で捉えられるもの	礫敷
出雲 6 b・c 期			
出雲国府 第1型式		<p>出雲 6 b・c 期～出雲国府第1型式</p> 	構築～使用期
出雲国府 第2型式		<p>出雲国府第1型式～出雲国府第2型式</p> 	
出雲国府 第3型式			
出雲国府 第4型式		<p>出雲国府第2型式～出雲国府第3型式</p> 	
出雲国府 第5型式			使用期
出雲国府 第6型式			

第96図 D区 磕敷遺構・礫層出土の須恵器変遷図 (1:6)

第4節 まとめ

1. 古代交通から見た朝酌矢田II遺跡

魚見塚遺跡で検出された「枉北道」の一部とされる古代の道路遺構(SF100)は、I期(7世紀末～8世紀中頃)、II期(8世紀後半以降)、III期(時期不明)の3時期に分けられ、I期に最大推定幅4.5mあった道路がII期には幅2.5mと大幅に縮小されている(松江市教育委員会2018b)。こうした状況について、報文では「8世紀後半～9世紀初頭に道路が縮小することは他の七道駅路と共に共通することで、隠岐国への交通もこの段階で再編された可能性」が指摘されている⁸⁾。

朝酌地域では、8世紀後半に古代官道が縮小化する中、片や沿岸部では大規模にインフラ整備が進められる実態が明らかとなった。こうした相反する現象は、やはりこの時期に隠岐に向かう陸路・航路の再編があったことを示すものだろう。水上交通自体は古代以前から交通の一翼を担っていたと思われるが、奈良時代に入ると国家プロジェクトとして陸路の整備と拡充が図られ、陸上交通が主体となる。しかし長期的な道路の維持管理には無理があったことから、結果的に古代官道は現実的に管理可能な規模まで縮小し、利用が減じていく。そこで相対的に水上交通が活発化し、再び主要な交通手段に転じていったと考えられる。その転換期が奈良時代末の時期にあったと想定する。

中世に入ると、『出雲国風土記』に船の係留の記載のある七類浦・雲津浦などに替わり、美保関が一躍西部日本海海域の中心的な港湾に成長することが知られる。「美保関」の初出史料は宝治2(1248)年とされるが(松江市2016)、既に古代には美保関経由の水上交通が主流となりつつあり、徐々に拠点的な港湾として影響力を増していくものと思われる⁹⁾。

2. 画期の設定

朝酌矢田II遺跡周辺の遺跡を俎上に載せ、遺跡の消長や環境変化、水陸両交通の観点から画期を設定する。

1期(古墳時代後期後半～終末期) 隠岐に至る陸上交通路が意識され始め、「枉北道」の前身にあたる原初的な主要ルートが形成されていく時期と想定される。古墳時代後期後半になると、魚見塚古墳がそれまでの前半期の墓域(西尾町周辺)からかけ離れた大橋川北岸に築かれ、これ以降、横穴式石室・石棺式石室を持つ古墳が後の「枉北道」沿線に築かれるようになる。明らかに交通網を意識した占地形態の変化であり、この頃から後の「枉北道」にあたる原道が形成されていった可能性がある。また、キコロジ遺跡ではこの頃から大規模集落が営まれていることも示唆的である。

遺跡例：朝酌矢田II遺跡B区(1・2号墳)、手間古墳、魚見塚古墳、朝酌岩屋古墳、朝酌上神社跡古墳、旧朝酌小学校校庭古墳、旧朝酌小学校前古墳、阿弥陀寺古墳、廻原1号墳、キコロジ遺跡など。

2期(7世紀末～8世紀中頃) 「枉北道」をはじめとする陸上交通網が整備される時期である。国家主導による主要官道の敷設と同時に、これに接続する小道路など小地域単位でのインフラ整備も各地で進められたと考えられる。朝酌矢田II遺跡D区の礫敷遺構が敷設されたのも当該期であることから、こうした画期の中で捉えられる。

遺跡例：魚見塚遺跡(道路遺構SF100-I期)、朝酌菖蒲谷遺跡(道路遺構SF25、掘立柱建物)、朝酌橋ノ谷遺跡(掘立柱建物SB101)、朝酌矢田II遺跡D区(礫敷遺構)、キコロジ遺跡など。

3期(8世紀後半頃) 交通体系の再編が図られ、交通主体が陸路から水上交通へと転換する時期であ

る。古代官道が縮小し衰退する一方、水上交通の拠点が整備される。なお、この頃の入海汀線は標高0～10cm前後と推定され、今より約50～60cm低い環境である。

遺跡例:魚見塚遺跡(SF100-II期)、朝酌矢田II遺跡C区(礫敷遺構)、キコロジ遺跡など。

4期（10世紀前半以降） 沿岸部に築かれたC区礫敷遺構が砂に埋もれ廃絶する時期である。海面の上昇という環境変化によるもので、それまでの沿岸一帯が砂地化した可能性が高い。入海汀線は、D区11層上面である標高約50～60cmまで上昇したと考えられる。

5期(12世紀以降) D区礫敷遺構の平坦面が北側に拡張されながら継続的に使用される。

遺跡例：朝酌矢田Ⅱ遺跡D区、若宮谷遺跡（中世後期の貝塚）など。

3. 朝酌矢田II遺跡の評価

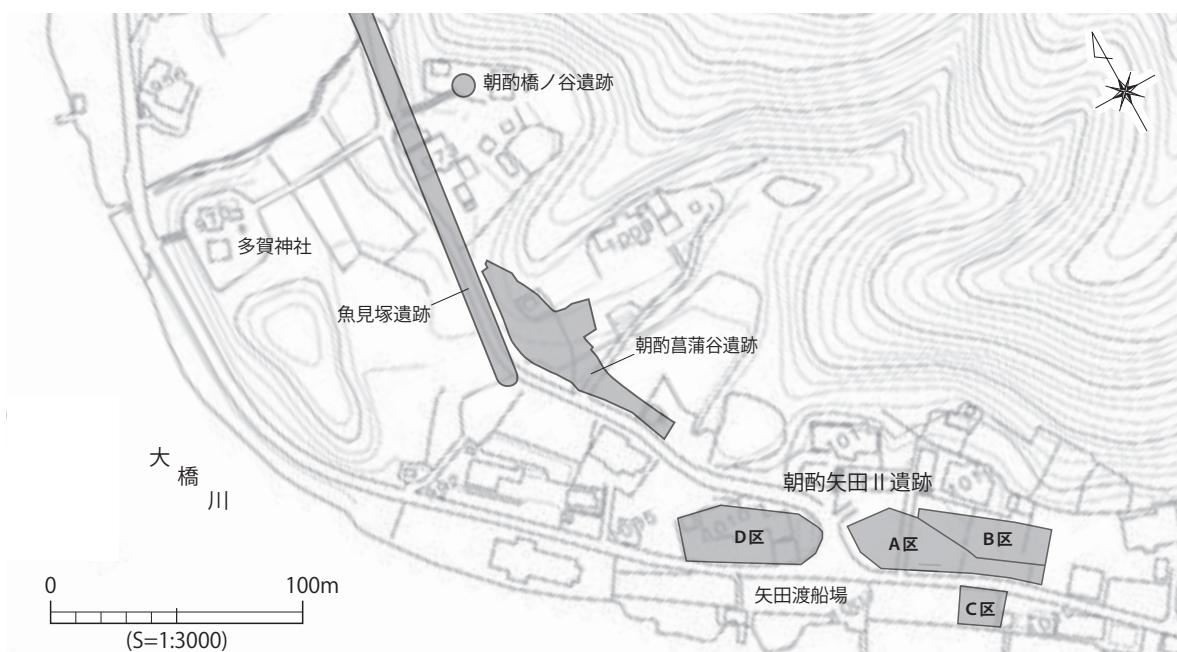
本遺跡の重要性は、次の観点から評価できよう。

①古代における土木技術や手工業生産の実態把握につながること。礫敷遺構の調査により、その構造とインフラ整備の様相が明らかとなった。また、礫敷遺構に伴う出土遺物（特に須恵器）は、消費地よりむしろ生産地としてのあり様に近い。このことから、前節2で若干言及したように、大井における窯業生産の一端を間接的に示す資料になり得る。

②特定時期における環境変動が明らかになったこと。当該地域における古代の入海汀線が判明したこととは、朝酌地域にとどまらず、古代出雲の景観・環境を広域的に復元する上で貴重な成果である。

③『出雲国風土記』の記載を傍証する結果となったこと。今回発見された「朝酌渡」に直接関連する可能性の高い施設と魚見塚遺跡をあわせて考えれば、当該地は国庁から千酌駅に至る「枉北道」が入海を渡河する場所であった蓋然性が高い。文献の記述が発掘調査により確かめられた貴重な調査事例といえる。また、古代官道に伴う渡し場関連施設の調査は全国的にも前例に乏しく、意義深い¹⁰⁾。

④地域の中で変遷が捉えられること（第97図）。当該地区には、古墳時代から古代にかけての遺跡が色濃く分布し、広く調査が進んでいる。今回新たに発見された遺構も、周辺遺跡とあわせて評価することができる。その上で、先述したように、地域における画期の抽出が可能である。



第97図 遺跡の位置関係図 (1:3000)

朝酌矢田Ⅱ遺跡は、道路遺構が見つかった魚見塚遺跡・朝酌菖蒲谷遺跡、古代の建物跡が検出された朝酌橋ノ谷遺跡やキコロジ遺跡など、同町内で発見された遺跡群とあわせて、地域固有の歴史を構成する重要な遺跡の1つであり、その価値は極めて高いものといえる。

ただし、一部は断片的な調査にとどまるため、C区礫敷遺構下層の状況や広がり等は未だ明らかでない。朝酌矢田Ⅱ遺跡の発掘調査は調査区を分けて引き続きおこなわれるため、今回得られた情報を端緒として、遺構の具体像と古代朝酌郷の景観を明らかにしていく必要がある。

【注】

- 1 杭は初築時のほか、修繕や拡張あるいは別の用途で後から追加打設された場合も考えられる。実際に、自然科学分析では複数の時期に分かれる結果となり、11世紀頃まで散発的に杭の打設があったことがうかがえる。こうした状況は、出土須恵器の時期的推移および物量と連動している。すなわち、杭の年代測定結果は礫敷遺構の構築年代および使用期間を反映する蓋然性が高い。
- 2 本遺跡から大橋川を挟んだ南岸に位置する官道下遺跡・灘遺跡では、流路跡から古代の須恵器が多量に出土している一方、土師器はほとんど見られない（島根県教育委員会2017）。また、須恵器は7世紀後半から10世紀初頭までのものがまとまっており、壺甕類が圧倒的に多いという。こうした傾向はC区礫敷遺構と通じるところがあり、示唆に富む。
- 3 杭の年代の下限は10世紀末～11世紀前半であることから、遺物が示す時期とは若干開きがある。ただし全試料中1～2点のみであること、杭の少ない調査区東側に単独で分布することなどから、他の杭群とは用途が異なる可能性がある。いざれにせよ、礫敷は古代のうちに廃絶し、中世には砂層下に埋没している結論には変わりない。
- 4 A-2区で確認された「礫1層」のレベルは0.6～0.7mで、C区礫敷遺構の延長上にある。また、上から「礫1層」→「自然堆積砂層」→「礫2層」→「松江層」という層序もC区と同様である。さらに、それぞれの層で出土している遺物の年代もC区の状況と矛盾しない（A-2区の礫1層は一部攪乱を受けているため、中世の陶磁器が混入する）。
- 5 本遺構の時期に近い類例を一部挙げると、まず岡山市百間川米田遺跡では河道に沿った船曳用の可能性のある道路遺構が確認されているが、その基礎構造には礫・盛土・割木杭・敷粗朶が用いられている。同遺跡では10世紀後半の護岸遺構と堤防遺構も検出されており、ともに敷葉・敷粗朶・杭列を伴う。岐阜県可児市柿田遺跡では8世紀代の堤防遺構が確認されており、拳大の礫や直立杭・横木・雜木・盛土で構成される。そのほか、大阪府久米田池の堤には木葉、福岡県池田遺跡の堤には木片の敷設が認められるが、小山田宏一氏はこれらについて「地盤補強工法または補強盛土工法の補強材」としている（小山田2020）。やや時代を遡るが、岡山市津寺遺跡では6世紀末～7世紀代の護岸遺構が確認されており、杭列（直立杭・斜杭）のほか、盛土や横木、格子状の枝組・敷粗朶を伴う。韓国の金海市官洞里遺跡では5～6世紀の桟橋が検出されており、軟弱地盤上には胴木状に木材を敷設した後、礫で基礎固めをおこなっている。さらに、船着き場には荷運び用の道路遺構が接続する。以上の事例から、こうした資材は上位の構造物を支持するための地盤補強材としての役割が強いといえる。
- 6 木造舟の維持管理において、「フナケイムシ」による腐食被害は古今東西を問わず最も厄介な問題の1つだろう。その名の通り、海面に浮遊する流木や木造舟の底に巣食うことで腐食・沈没の要因となる貝の一種である。実際に、本調査区の包含層や礫敷遺構面には流れ寄せられた木片が多数認められたが、その表面には無数の孔が穿たれ、貝殻の一部が残存したものも確認された。酒井哲弥氏の調査指導によってこれらが「フナケイムシ」の生痕化石と認定されたことから、当地域周辺がその生息環境下にあったことは確実である。当然、腐食被害を回避するには舟を陸揚げして保管する必要があるため、こうした施設が存在していても不思議ではない。遺構の性格を証する直接の根拠にはなり得ないが、遺跡を取り巻く環境を示す重要な要素の1つだろう。
- 7 朝酌菖蒲谷遺跡で検出された道路遺構（SF25）は、魚見塚遺跡の道路遺構と直行する幅2.5mの狭小な道路である。カーブを描くことから官道の可能性は低いものの、「柱北道」の枝道のような役割を持つ可能性が指摘されている（松江市教育委員会2018b）。さらに、この道路の平坦面からは8世紀前半の須恵器小片が多量に出土しており、D区礫敷遺構に一部通じるところがある。
- 8 中央集権国家が主導した前期駅路に対し、8世紀終わりから9世紀初めの間に造られた後期駅路では、路線の変更や規模の縮小がおこなわれたと考えられている（近江2006）。

- 9 美保関町の仏谷寺が所蔵する木仏5体（重要文化財）は9世紀から10世紀後半にかけての作とみられており（美保関町1986）、本文の見解と矛盾しない。
- 10 令和2～3年度に発掘調査された兵庫県姫路市登り田遺跡では、溝の一部から古代の護岸施設が検出され、『播磨国風土記』^{しかま} 飾磨郡条に登場する「美濃里継潮」^{つぎのみなと} に關係する可能性が指摘されている（兵庫県教育委員会2020・2021）。播磨国府系瓦や墨書き土器、土馬といった遺物のほか敷粗朧や杭列も検出されており、官衙的性格が強いという。時期的にも性格的にも本遺跡と近似することから注目される。

【参考文献】

- 近江俊秀2006『古代国家と道路』青木書店
- 岡山県教育委員会1995『津寺遺跡2』
- 岡山県教育委員会2002『百間川米田遺跡4』
- 小山田宏一2020「東アジアにおける原の辻遺跡船着場突堤の土木技術」『令和2年度東アジア国際シンポジウム 土を盛り、石を築く－土木・建築技術にみる東アジアの交流－』長崎県埋蔵文化財センター
- 三江文化財研究院2009『金海官洞里三国時代津址』
- 島根県教育委員会1993『八色谷古墳群』
- 島根県教育委員会2013『史跡出雲国府跡 -9 総括編-』
- 島根県教育委員会2017『官道下遺跡・灘遺跡』
- 島根県古代文化センター2000『出雲国風土記の研究Ⅱ 島根郡朝酌郷調査報告書』島根県教育委員会
- 島根県古代文化センター2004『出雲国風土記註論 島根郡・巻末条』島根県教育委員会
- 島根県古代文化センター2022『山陰における古代交通の研究』島根県教育委員会
- 兵庫県教育委員会2020『登り田遺跡発掘調査説明会資料』
- 兵庫県教育委員会2021『ひょうごの遺跡』103号
- 松江市教育委員会1978『史跡金崎古墳群』
- 松江市教育委員会1981『喰ヶ谷古墳群』
- 松江市教育委員会1990『鉢田遺跡・朝酌荒神谷遺跡・イガラビ遺跡・イガラビ古墳群・池ノ奥古墳群・池ノ奥C、D遺跡』
- 松江市教育委員会1993『上浜弓1号墳他発掘調査報告書』
- 松江市教育委員会1994『論田4号墳発掘調査報告書』
- 松江市教育委員会1999『遅倉横穴群・米坂古墳群他』
- 松江市教育委員会2011『キコロジ遺跡発掘調査報告書』
- 松江市教育委員会2018a『朝酌橋ノ谷遺跡』
- 松江市教育委員会2018b『魚見塚遺跡・朝酌菖蒲谷遺跡』
- 松江市2016『松江市史』通史編2 中世
- 美保関町1986『美保関町誌』上巻
- 八雲村教育委員会1982『増福寺古墳群発掘調査報告書』
- 山本清1971「小規模古墳について」『山陰古墳文化の研究』山本清先生退官記念論集刊行会